

第1章 調査結果

1 本調査について

調布市（以下「市」という。）は、市政経営の基本的な考え方の一つに「参加と協働のまちづくり」を据え、市政・まちづくりを推進しています。市民参加と協働を推進するための仕組みづくりとして、平成16年11月に市民参加と協働に関する基本的なルールとなる「調布市市民参加プログラム」を定めました。また、平成22年3月には、職員向けの手引きとして「市民参加手続ガイドライン」，「協働推進ガイドブック」を策定し、市民参加と協働に関する理解を深めながら、その一層の推進に取り組んできました。

平成25年4月には市民参加と協働を市における自治の基本理念とした「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を施行しました。この基本条例を具現化する取組の一環として、平成26年12月に「調布市パブリック・コメント手続条例」，平成28年4月に「調

布市審議会等の会議の公開に関する条例」を施行しました。これらの条例の趣旨を踏まえ適切に運用し、市民に開かれた市政を推進し、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図りながら、市民参加と協働によるまちづくりをより一層推進しています。

本報告書は、令和6年度における市民参加プログラム等に基づく市民参加手続と協働事業の実践状況を取りまとめ、その具体的な成果や課題等を検証し、幅広い市民意見の把握につながる創意工夫や運用改善を踏まえた今後の取組につなげるとともに、参加と協働の前提となる市政情報の共有の観点から、この内容を公表するものです。

なお、本報告書に記載されている部署名は、令和7年3月現在の名称です。

2 市民参加の取組について

(1) 市民参加とは

市民参加プログラムにおいて『市民参加』とは、「市の様々な行政活動（構想・計画段階から実施，評価に至るまで）に関して，自らの権利と義務を自覚しながら意見や考えを述べること。施策によっては，実際の行動を伴う場合もある。」と定義しています。

また、『市民参加手続』とは、「市の様々な行政活動に関して，市民の意見を伺い，その意見を施策に反映するために用いる多種多様な市民参加の手法の総称」と定義しています。市民参加手続の主な手法としては，委員会・審議会，説明会・意見交換会・ワークショップ，アンケート調査，パブリック・コメント手続があります。

市民参加プログラムでは，市民参加手続を实践すべき対象事業の範囲を規定しています。そのため，本報告書では，令和6年度に実践した事務事業において，委員会・審議会，説明会・意見交換会・ワークショップ，アンケート調査，パブリック・コメント手続の手法により市民参加手続を実施した事業を対象として取りまとめています。

【市民参加プログラムに規定する市民参加手続を实践すべき対象事業】

- 1 市の基本計画等の基本的事項を定める計画等の策定又は改定
- 2 市の基本的な条例の制定改廃に係わる案の策定
- 3 市民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定改正に係わる案の策定
- 4 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃
- 5 大規模な公共施設の設置に係わる基本計画等の策定等
- 6 その他（市民の関心が高いテーマ、市民の暮らしに身近なテーマ）

〈参考〉市民参加手続としての「委員会・審議会」

審議会等の会議の開催は、市民参加手続として、2つの意義を有します。

1つは、公募等により市民が審議会等の委員として参加し、会議において直接意見を述べる機会を確保することです。

もう1つは、審議会等の会議を公開することにより、政策形成過程における市政情報を広く市民と共有し、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図ることです。（引用：調布市審議会等の会議の公開に関する条例〈条文とその解説〉）

よって、本調査では、①「市民」の立場で任命された者を含むもの、または、②会議を「公開」し市民が傍聴できるものについて、市民参加手続としての「委員会・審議会」として位置付けています。

(2) 市民参加手続の实践状況

<市民参加手続の実施件数と参加人数>

【表1】のとおり、令和6年度の市民参加手続の実施状況は、実践事業85事業、実施件数116件、実践事業参加人数2万3555人で、1事業当たりの参加人数は277.1人となりました。前年度と比べると、事業当たりの参加人数の伸びにより、参加延べ人数が増加していることが分かります。

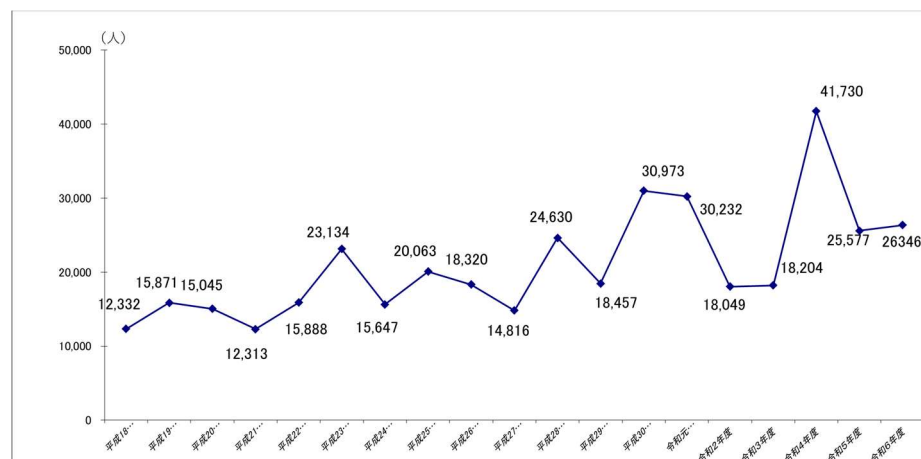
また、【グラフ1】のとおり、市民参加手続における参加延べ人数の合計は、実践事業参加人数に、市民相談課に寄せられた市民の声のうち市政関連相談を利用した人数を加え、2万6346人となりました。

令和4年度は第6次調布市総合計画及び各分野別計画の策定・改定を多く実施したことにより、参加人数が突出していますが、その後も会議のオンライン実施やインターネットを活用したアンケート回答依頼など、積極的に市民意見の聴取に努め、各事業における参加人数を増やすよう工夫した取組を継続しています。

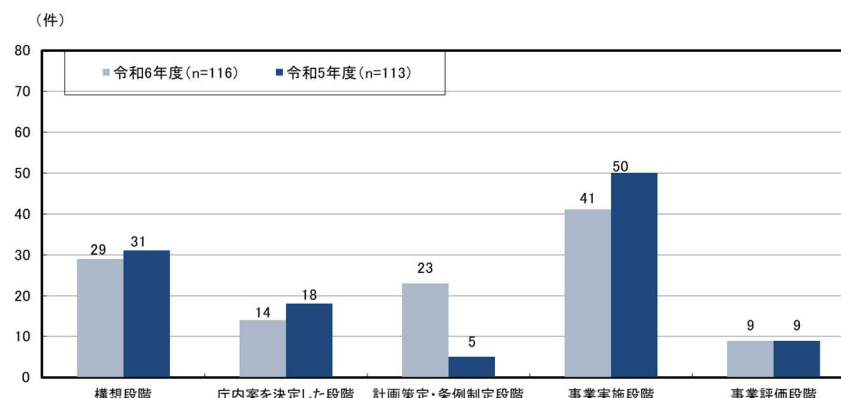
【表1】市民参加手続の実施件数と参加延べ人数

年度	市民参加手続実践事業				市政関連 相談	合計
	市民参加 手続実践 事業数	市民参加 手続実施 件数	参加延べ 人数(A)	事業当 たりの参加 人数	参加延べ 人数(B)	参加延べ 人数 (A+B)
令和6	85	116	23,555	277.1	2,791	26,346
令和5	83	113	23,140	278.8	2,437	25,577
令和4	90	141	39,323	436.9	2,407	41,730
令和3	69	97	15,253	221.1	2,951	18,204

【グラフ1】市民参加手続における参加延べ人数の推移



【グラフ2】実施段階ごとの件数



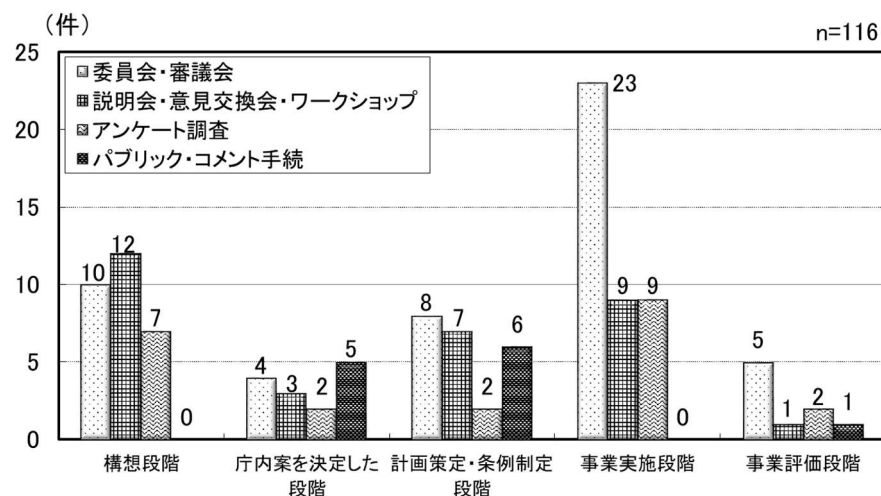
<実施段階ごとの市民参加手続>

【グラフ2】のとおり、令和6年度の実施段階ごとの市民参加手続実施件数は、令和5年度と同様、「事業実施段階」で最も多くなっており、次いで、「構想段階」，「計画策定・条例制定段階」，「庁内案を決定した段階」，「事業評価段階」の順となっています。

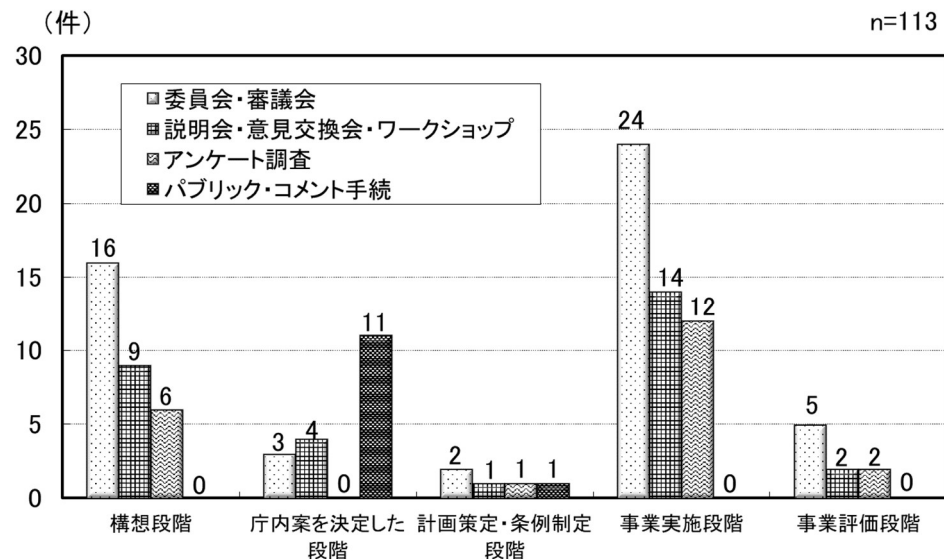
また【グラフ3】から、「事業実施段階」で実施している市民参加の手法としては、「委員会・審議会」の件数が多くっており、事業の進捗にあわせて、委員会等において情報共有しながら協議を重ねていることが分かります。

さらに、一つの事業に対して複数の市民参加手法を組み合わせることで実施していることが見て取れます。特に、各種分野別計画の策定過程等においては、実施段階に応じてより多くの市民参加手法を組み合わせる傾向があります。また、手法を選択するに当たり、分野別計画の主な対象者から意見を聴取するものと、広く市民から意見を求めるものとを組み合わせることで実施することが意識されています。

【グラフ3】各実施段階における市民参加手続手法別件数（令和6年度）



【グラフ4】各実施段階における市民参加手続手法別件数（令和5年度:参考）



<手法ごとの市民参加手続>

【表2】のとおり、令和6年度に実施した市民参加手続の手法別の件数は、令和5年度と同様、「委員会・審議会」が最も多くなっており、次いで「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」の順となっています。一方、手法別の参加延べ人数では、令和5年度と同様、「アンケート調査」が最も多く、全体の約60%を占める1万6318人となっており、次いで「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「委員会・審議会」、「パブリック・コメント手続」の順となっています。

令和6年度は、特に都市整備の分野で、場所を変えながらオープンハウスを複数回開催したことで合計1000人を超える参加人数とな

った事業が複数あり、「説明会・意見交換会・ワークショップ」の手法別平均参加人数が大幅に増加しました。

【表2】手法ごとの市民参加手続件数及び参加人数

市民参加手続	件数(件)		参加延べ人数(人)		手法別平均参加人数	
	a		b		b/a	
	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
委員会・審議会	50	50	2,514	2,881	50.28	57.6
説明会・意見交換会・ワークショップ	32	30	4,632	2,583	144.75	86.1
アンケート調査	22	21	16,318	17,465	741.73	831.7
パブリック・コメント手続	12	12	91	211	7.58	17.6
合計	116	113	23,555	23,140		

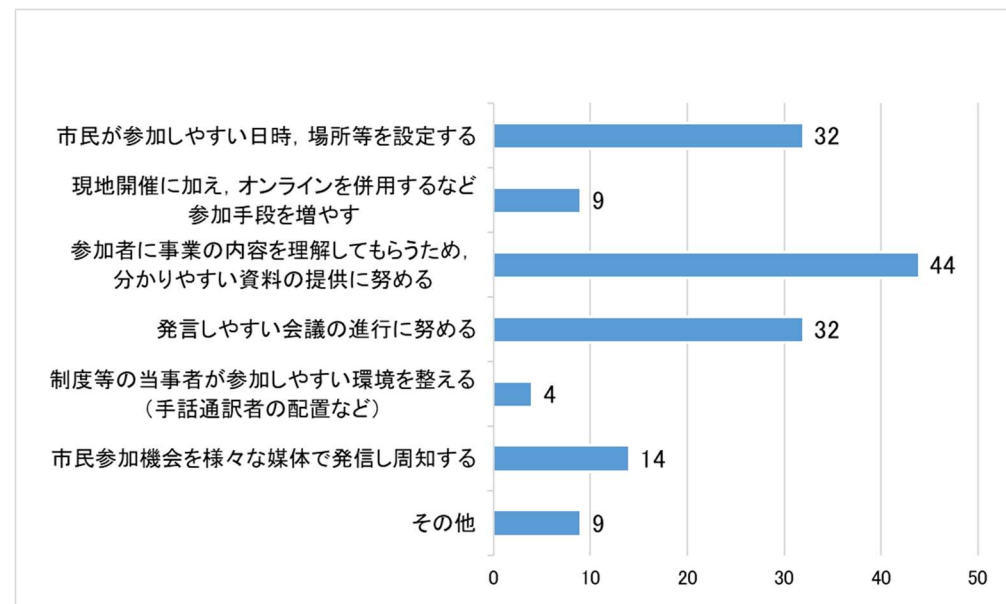
<継続事業における工夫・改善の取組>

令和6年度調査では、新たに、前年度以前からの継続事業において、実績・経験やその際の課題等を踏まえ、どのような工夫や改善に取り組んでいるかを調査しました。

【グラフ5】にあるとおり、回答が多かった工夫点・改善策としては、「参加者に事業の内容を理解してもらうため、分かりやすい資料の提供に努める」、「発言しやすい会議の進行に努める」といった、参加者に対して、内容の理解を促し意見を出してもらいやすくする工夫と併せて、「市民が参加しやすい日時、場所等を設定する」といった、より多くの方が参加しやすくなる工夫に意識的に取り組んでいることがわかります。

「その他」の中には、託児や障害者の方に対する配慮など、想定される参加者に合わせたサポートを用意した事例や、オンラインでの参加登録方法を設けたといった事例がありました。

【グラフ5】令和5年度以前に同様の事業を実施した際の課題や実績を踏まえた工夫点及び改善策（複数選択可）



<子ども・若者，子育て当事者の意見反映について>

令和5年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）では、「こども施策の策定・実施・評価に当たっては，こどもや子育て当事者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること」が，国及び地方公共団体に義務付けられました。

また，調布市子ども条例においても，「子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し，市民の意見を施策に反映するよう努めること」としています。

これらの趣旨を踏まえ，市は，子ども関連部署に限らず，全庁的な対応として，各部署が関連施策を検討する際において，子ども・若者，子育て当事者の意見を聴き，市政への反映を推進していくため，令和7年5月から庁内で取組推進のためのチェックリストの運用を開始しました。

（参考）

- ◆「子ども」=18歳以下(未就学児, 小学生, 中学生, 高校生世代)
- ◆「若者」=19～39歳以下
- ◆「子育て当事者」=18歳以下の子どもがいる保護者

こうしたことから令和6年度の実績に関する調査から，子ども・若者，子育て当事者の意見を聴く取組・反映の現状を把握し，更なる効果的な取組につなげていくこととしました。

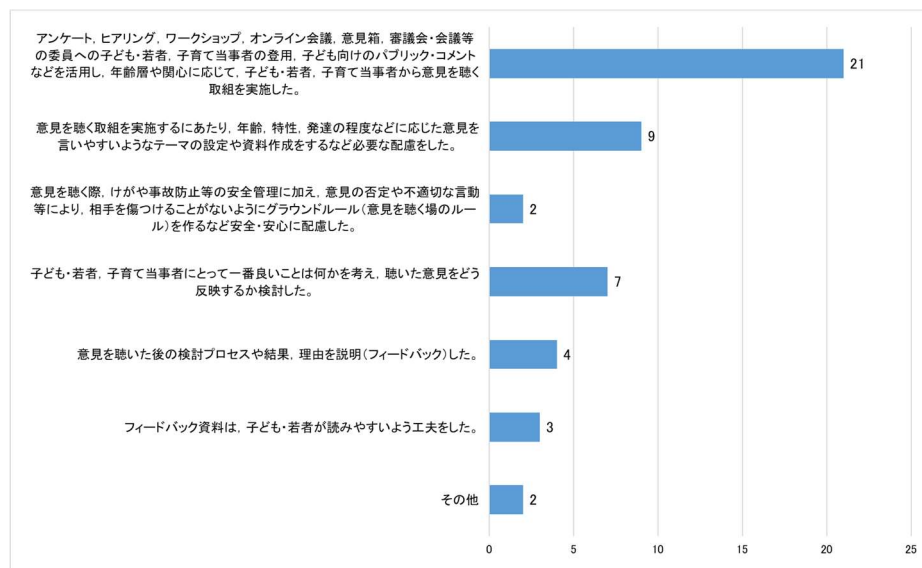
令和6年度に実施した市民参加手続への参加者のうち，子ども・若者，子育て当事者の人数を把握できているのは，全85事業中，28事業であり，参加人数は，全参加者2万3555人中，7640人となっています。

また，子ども・若者，子育て当事者の意見反映に資する取組の実施状況としては，全85事業中，25事業が「取り組んだ」，60事業が「取り組んでいない」との回答でした。

「取り組んだ」と回答した事業における，具体的な取組内容は，【グラフ6】のとおり，「アンケート，ヒアリング，ワークショップ，オンライン会議，意見箱，審議会・会議等の委員への子ども・若者，子育て当事者の登用，子ども向けのパブリック・コメントなどを活用し，年齢層や関心に応じて，子ども・若者，子育て当事者から意見を聴く取組を実施した」が最も多く，次いで，「意見を聴く取組を実施するにあたり，年齢，特性，発達の程度などに応じた意見を言いやすいようなテーマの設定や資料作成をするなど必要な配慮をした」，「子ども・若者，子育て当事者にとって一番良いことは何かを考え，聴いた意見をどう反映するか検討した」の順となっています。

「その他」の内容としては，委員会・審議会の委員として，若者支援を行っている団体の方を迎えることで，若者を取り巻く取組に関する現状把握に努めた事例が挙げられました。

【グラフ6】子ども・若者，子育て当事者の意見反映の具体的な取組内容
（複数選択可）

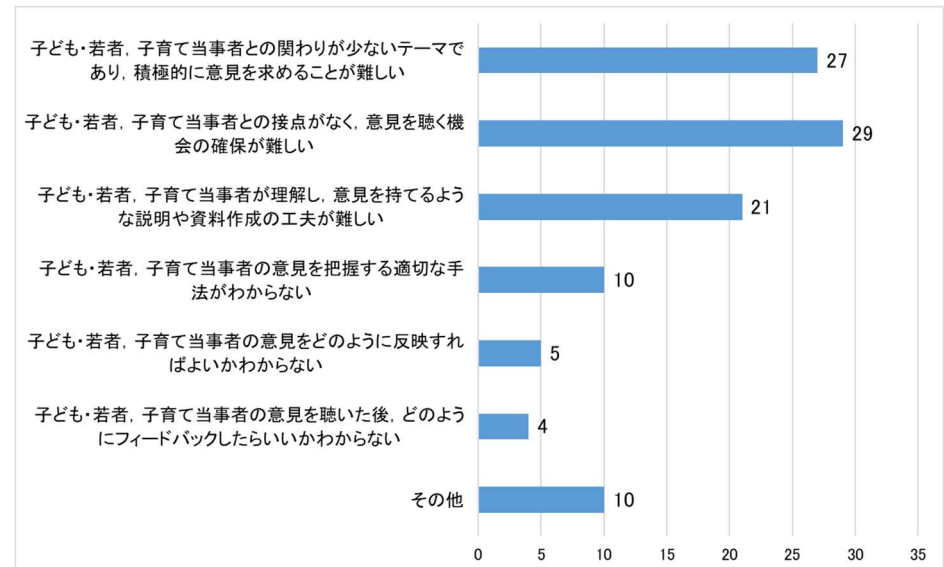


他方、取組状況に関わらず、子ども・若者，子育て当事者の意見反映に取り組むに当たって課題と感じていることを聞いたところ，【グラフ7】のとおり，「子ども・若者，子育て当事者との接点がなく，意見を聴く機会の確保が難しい」が最も多く，次いで，「子ども・若者，子育て当事者との関わりが少ないテーマであり，積極的に意見を求めることが難しい」，「子ども・若者，子育て当事者が理解し，意見を持てるような説明や資料作成の工夫が難しい」が多く回答されました。

「その他」の中では，子どもから寄せられるアイデアの実現可能性に課題があるため，意見の聞き方に工夫が必要との回答や，委員会・審議会の委員の選任区分として現状では対応する区分がないため，恒

常的に子ども・若者，子育て当事者を選任することに課題があるといった回答がありました。

【グラフ7】子ども・若者，子育て当事者の意見反映に取り組むに当たっての課題（複数選択可）



子ども・若者，子育て当事者の意見を聴く取組・反映について，令和6年度においては，「取り組んだ」との回答，並びに，子ども・若者，子育て当事者として参加人数を把握できている事業は全体の約3割という結果でした。

また，「意見を聴く機会の確保が難しい」との課題認識が多いことから，子ども関連部署に限らず取組を進めていくに当たっては，全庁での方策の検討が必要です。

そのため、各部署における取組状況や好事例・課題認識について、継続的に共有を図るとともに、本調査においても、子ども・若者、子育て当事者の参加に対する各部署の意識をより高められるよう、参加状況に関する具体の把握につながる調査内容を検討して参ります。

＜市民参加手続の取組と今後の課題＞

市民参加を推進するに当たっては、市民参加の機会を確保する視点と、参加者からいかに意見を聴き、それを反映させるかという視点があるといえます。

まず、市民参加の機会創出に関して、令和6年度に行った「調布市民意識調査」では、「あなたは、市政・まちづくりに参加したいと思えますか」の問いに対し、《参考1》【図2】にあるとおり、全体の57.2%が参加意向を示しています。また、《参考1》【図4】にあるとおり、市民参加が可能な手法に関する設問において、「SNS（LINE、Xなど）を活用したアンケート調査」を68.9%が肯定的に捉えています。

活用する手法・ツールについては、社会状況を踏まえ、市民が利用しやすい方法を検討する視点も必要ですが、このように、参加意向はあるものの、実際の参加には至っていない市民に対して、参加手法の柔軟な検討を含め、様々な工夫や改善に継続的に取り組んでいくことが重要です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止を契機に導入し、引き続き活用されているオンラインの併用による会議やインターネットアンケートについては、時間や場所といった制約のために、参加意向のある人が参加できないという問題の解消の一助にもなっていると考えます。また、「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」の趣旨を踏まえ、条例において対象とする審議会等だけでなく、市民参加の取組として実施する委員会・審議会等においても可能な限り条例に準じ、傍聴の取扱いや会議録の作成・公表などに努めています。

いくつかの事業報告の中でも、テーマに関心のある一部の市民の意見しか得られていないことが現状の課題として挙げられていますが、市民意識調査の結果も踏まえ、参加意向のある市民の意見が市により届きやすい参加手法について、デジタルを活用した新たな手段も含め、オンライン環境がない方や情報機器の操作に不安がある方へ一層配慮しながら、引き続き検討していく必要があると考えます。

また、令和6年度においては、主に都市整備の分野において、オープンハウスなど対面の説明機会を多く設け、その場でアンケートを取ることで、情報提供と意見照会を同時に充実させた事例があり、対面とオンラインそれぞれの特長を生かして適宜使い分けることで、有効な機会づくりになると推察されます。

次に、参加者から意見を聴き、それを反映させることにおいては、既に各部署で取り組まれている分かりやすい資料の作成や発言しやすい進行の工夫など参加者とのコミュニケーションやノウハウの蓄積により改善が期待されます。

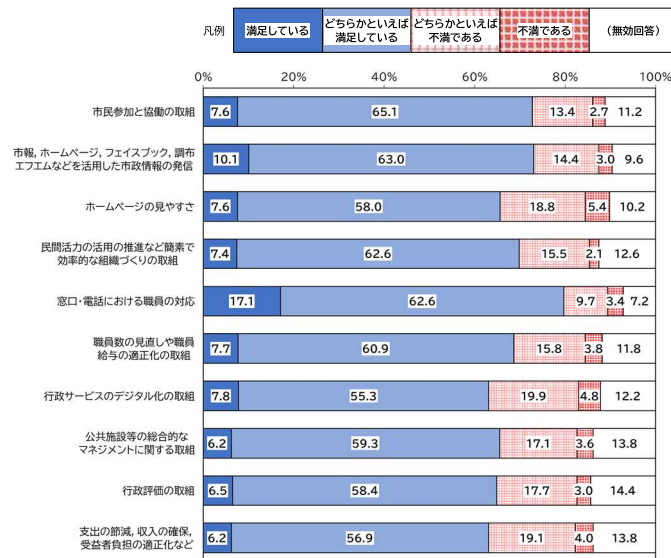
一方で、制度そのものや広く関心を持っていただきたい事業について、認知が進まず、情報発信に課題感を持っているものも散見されました。

さらに、子ども・若者、子育て当事者の意見を聴く取組については、令和5年の法整備に伴う地方自治体の取組義務化以降、全庁で取組への意識は高まっているものの、意見を聴く取組の切り口の設定や対象者層への接触機会の創出などに多く課題を抱えていることが分かりました。これらの課題への対応に向けては、庁内でノウハウを共有するなどしながら、創意工夫や運用改善を重ねて参ります。

《参考１》市民の参加意向について

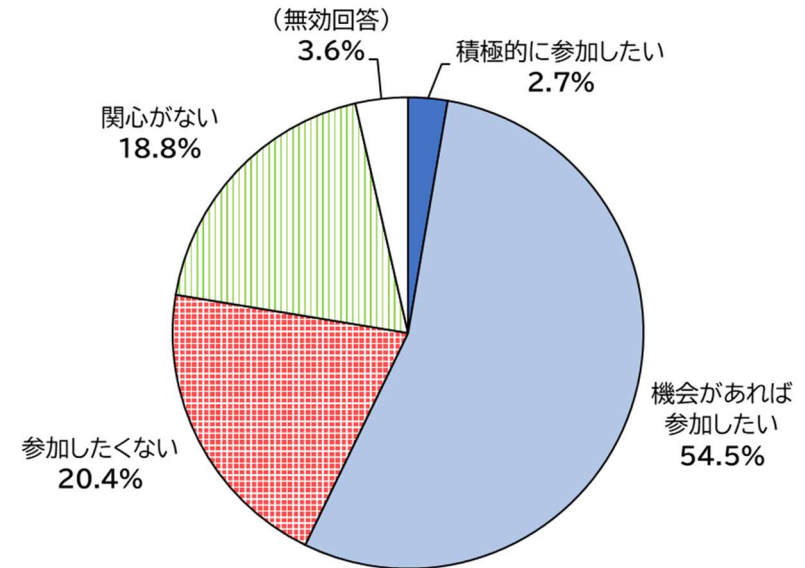
令和６年度に実施した「調布市民意識調査」では、市政全般（くらし）に対する満足度について設問を設けています。【図１】のとおり、市民参加や市民との協働の取組に関しては、７２．７％の方が「満足している」か「どちらかといえば満足している」と回答しています。

【図１】市民参加と協働の取組の満足度

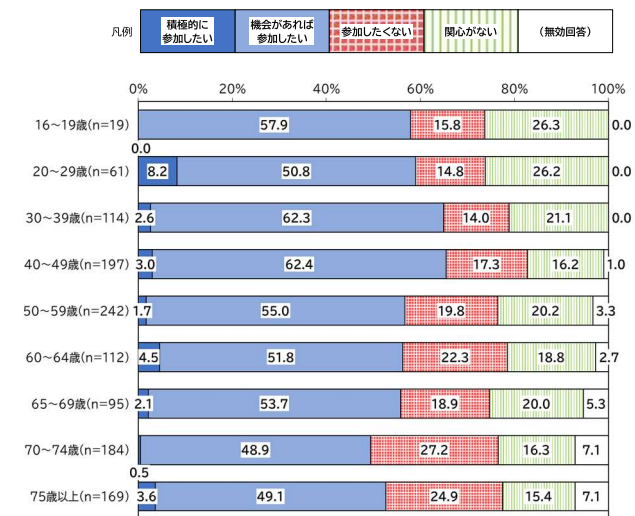


また、市政・まちづくりへの参加意向と、参加できる手法についても設問を設けています。【図２】のとおり、５７．２％の市民が参加意向を示しており、【図３】の年齢層別参加意向からは、３０歳から４９歳までの参加意向が比較的高いことがわかります。一方、【図４】のとおり各年代によってニーズが異なっていることから、広範な市民の参加を促すためには、市民が参加しやすい環境づくりの工夫を重ねていく必要があります。

【図２】市政・まちづくりへの参加意向



【図３】市政・まちづくりへの参加意向（年齢層別）



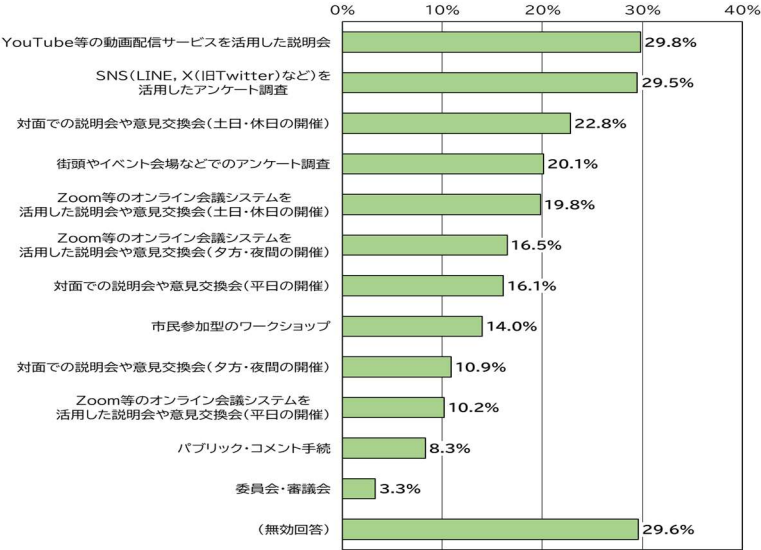
【図4】市民参加の取組を行う場合、参加できる手法（年齢層別）

選択肢	合計	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
全体	1,210	19	61	114	197	242	112	95	184	169
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
YouTube等の動画配信サービスを活用した説明会	360	9	30	54	74	88	37	27	24	13
	29.8%	47.4%	49.2%	47.4%	37.6%	36.4%	33.0%	28.4%	13.0%	7.7%
SNS(LINE, X(旧Twitter)など)を活用したアンケート調査	357	14	42	66	75	81	29	11	24	12
	29.5%	73.7%	68.9%	57.9%	38.1%	33.5%	25.9%	11.6%	13.0%	7.1%
対面での説明会や意見交換会(土日・休日の開催)	276	7	19	29	58	58	37	20	22	21
	22.8%	36.8%	31.1%	25.4%	29.4%	24.0%	33.0%	21.1%	12.0%	12.4%
街頭やイベント会場などでのアンケート調査	243	4	18	29	41	52	26	8	33	29
	20.1%	21.1%	29.5%	25.4%	20.8%	21.5%	23.2%	8.4%	17.9%	17.2%
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(土日・休日の開催)	239	6	17	36	61	63	27	9	9	9
	19.8%	31.6%	27.9%	31.6%	31.0%	26.0%	24.1%	9.5%	4.9%	5.3%
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(夕方・夜間の開催)	200	3	18	34	49	53	17	11	7	5
	16.5%	15.8%	29.5%	29.8%	24.9%	21.9%	15.2%	11.6%	3.8%	3.0%
対面での説明会や意見交換会(平日の開催)	195	0	5	9	16	24	17	20	54	47
	16.1%	0.0%	8.2%	7.9%	8.1%	9.9%	15.2%	21.1%	29.3%	27.8%
市民参加型のワークショップ	170	0	4	18	33	35	13	8	26	27
	14.0%	0.0%	6.6%	15.8%	16.8%	14.5%	11.6%	8.4%	14.1%	16.0%
対面での説明会や意見交換会(夕方・夜間の開催)	132	1	14	21	30	29	11	9	8	7
	10.9%	5.3%	23.0%	18.4%	15.2%	12.0%	9.8%	9.5%	4.3%	4.1%
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(平日の開催)	123	1	6	11	23	22	13	9	19	18
	10.2%	5.3%	9.8%	9.6%	11.7%	9.1%	11.6%	9.5%	10.3%	10.7%
パブリック・コメント手続	101	3	8	11	16	21	10	3	13	15
	8.3%	15.8%	13.1%	9.6%	8.1%	8.7%	8.9%	3.2%	7.1%	8.9%
委員会・審議会	40	0	1	1	6	8	4	3	5	10
	3.3%	0.0%	1.6%	0.9%	3.0%	3.3%	3.6%	3.2%	2.7%	5.9%
(無効回答)	358	2	6	21	42	63	24	42	72	81
	29.6%	10.5%	9.8%	18.4%	21.3%	26.0%	21.4%	44.2%	39.1%	47.9%

(上段:実数(人), 下段:構成比)
 回答割合が最も高い: 回答割合が2番目に高い:

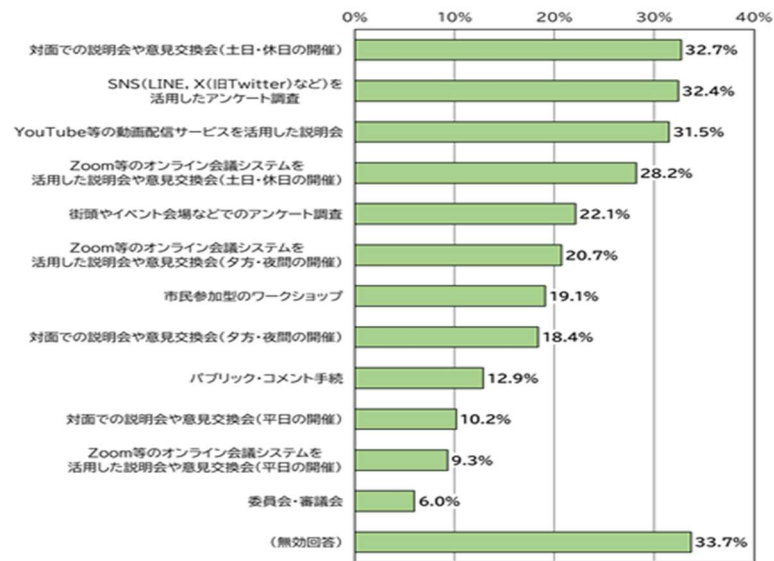
【図5】の「参加できる手法」については、「YouTube等の動画配信サービスを活用した説明会」が29.8%で最も高く、次いで「SNSを活用したアンケート調査」の29.5%、「対面での説明会や意見交換会(土日・休日の開催)」の22.8%の順となっています。

【図5】市民参加の取組を行う場合、参加できる手法



また、【図6】の「より多くの市民の意見が行政に届きやすい参加手法」についても、同様の選択肢が上位を占めており、市民参加の取組に当たっては、所定の日時や場所に限定されない参加手法の活用や、対面で説明会などを実施する場合は、土日・休日の開催が望まれていることが分かります。

【図6】より多くの市民の意見が行政に届きやすい参加手法



【図7】より多くの市民の意見が行政に届きやすい参加手法（年齢層別）

選択肢	合計	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
全体	1,210	19	61	114	197	242	112	95	184	169
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
対面での説明会や意見交換会(土日・休日の開催)	396	8	32	46	72	87	46	19	52	28
	32.7%	42.1%	52.5%	40.4%	36.5%	36.0%	41.1%	20.0%	28.3%	16.6%
SNS(LINE, X(旧Twitter)など)を活用したアンケート調査	392	13	36	63	87	83	34	21	37	13
	32.4%	68.4%	59.0%	55.3%	44.2%	34.3%	30.4%	22.1%	20.1%	7.7%
YouTube等の動画配信サービスを活用した説明会	381	8	25	44	71	93	45	29	39	19
	31.5%	42.1%	41.0%	38.6%	36.0%	38.4%	40.2%	30.5%	21.2%	11.2%
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(土日・休日の開催)	341	6	26	50	70	80	37	20	30	18
	28.2%	31.6%	42.6%	43.9%	35.5%	33.1%	33.0%	21.1%	16.3%	10.7%
街頭やイベント会場などでのアンケート調査	268	6	19	34	49	59	23	16	33	24
	22.1%	31.6%	31.1%	29.8%	24.9%	24.4%	20.5%	16.8%	17.9%	14.2%
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(夕方・夜間の開催)	251	3	21	34	62	61	24	15	16	11
	20.7%	15.8%	34.4%	29.8%	31.5%	25.2%	21.4%	15.8%	8.7%	6.5%
市民参加型のワークショップ	231	8	13	23	46	53	21	18	24	21
	19.1%	42.1%	21.3%	20.2%	23.4%	21.9%	18.8%	18.9%	13.0%	12.4%
対面での説明会や意見交換会(夕方・夜間の開催)	223	6	22	22	48	55	22	12	23	9
	18.4%	31.6%	36.1%	19.3%	24.4%	22.7%	19.6%	12.6%	12.5%	5.3%
パブリック・コメント手続	156	2	10	18	29	35	12	8	25	14
	12.9%	10.5%	16.4%	15.8%	14.7%	14.5%	10.7%	8.4%	13.6%	8.3%
対面での説明会や意見交換会(平日の開催)	123	4	9	13	30	24	8	9	15	10
	10.2%	21.1%	14.8%	11.4%	15.2%	9.9%	7.1%	9.5%	8.2%	5.9%
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(平日の開催)	113	1	12	10	31	29	8	10	4	8
	9.3%	5.3%	19.7%	8.8%	15.7%	12.0%	7.1%	10.5%	2.2%	4.7%
委員会・審議会	72	4	5	7	16	15	4	6	7	7
	6.0%	21.1%	8.2%	6.1%	8.1%	6.2%	3.6%	6.3%	3.8%	4.1%
(無効回答)	408	0	9	19	40	68	29	43	83	111
	33.7%	0.0%	14.8%	16.7%	20.3%	28.1%	25.9%	45.3%	45.1%	65.7%

(上段:実数(人), 下段:構成比)

回答割合が最も高い:

回答割合が2番目に高い:

(注)グラフの詳細は「調布市民意識調査報告書 令和6年度版」をご参照ください。

3 協働の取組について

(1) 協働とは

市民参加プログラムにおいて、協働とは「市の様々な施策の実現に向けて、市民・市民活動団体・NPO等と市が対等の立場に立ち、共通の目標に向かってそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いが協力しあって取り組むこと」と定義しています。また、協働推進ガイドブックでは、協働の対象を次の項目を概ね満たすものと捉えています。

本報告書では、これらの定義や協働の対象に照らし、令和6年度に実施した協働事業の実施状況について取りまとめています。

協働のパートナー	市のまちづくりに関わるすべての人や団体が協働のパートナーとなり得ます。想定しているのは、「市民・市民団体」「NPOをはじめとする各種法人」「企業」「教育機関」「官公庁」です。
協働の基本原則	協働事業では、基本原則を、市と協働のパートナーが共通認識として持ちながら進めていく必要があります。 基本原則：「目的共有」「対等・相互理解」「自主性・自立性」「役割・責任分担の明確化」「情報の共有と公開」「評価・検証」
協働の形態	様々な形態が考えられ、事業の内容、目的等に応じて適切な協働形態を選択します。 「共催」「実行委員会（市も実行委員会の構成員であるものを指す）」「事業協力」「指定管理者・業務委託」「情報交換・情報提供」「補助・助成」

協働に適した事業	①きめ細かく柔軟に対応する必要がある事業 ②多くの市民の参加や協力を求める事業 ③地域の実情を踏まえて実施する事業 ④各主体が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業 ⑤特定分野において専門性や希少性が必要とされる事業 ⑥これまで市が取り組んだことのないような先駆的な事業
----------	--

協働の領域	公共の領域のうち、下の図のB、C、Dに該当する部分を協働の領域と捉えています。
-------	---



※各主体（＝市民、NPO、企業、教育機関等）

〈参考〉協働の形態の考え方

市が「共催」した事業及び「実行委員会」の構成員として取り組んだ事業は、その関わり方から、全て協働事業に該当すると考えられます。

その他の形態については、パートナーの取組に対する資金拠出を含む市の協力により、パートナーの特性を生かし、市民の多様なニーズへの対応等、市単独では生み出せない効果を発揮できた事業や、パートナーと協議しながら役割分担等も含めて事業の具体について決定するなど、市の下請けやコスト削減を目的とした委託ではないものが協働事業に該当します。

また、様々な主体との連携事業や各種協定に基づいて実施した事業についても協働事業に該当すると考えられます。

(2) 協働事業の実施状況

<協働事業の実施件数>

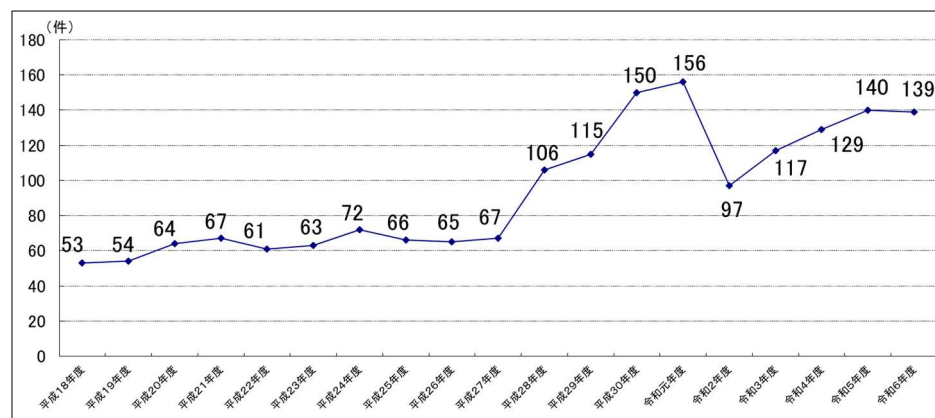
【グラフ8】にあるとおり、令和6年度に実施した協働事業は139件であり、令和5年度と比較して1件の減少となりました。

協働事業数は事業の新規開始や終了のほか、既存事業を新たに協働事業として位置付けることなどによって、毎年度変動します。

平成28年度以降は、市が「共催」している事業や市が「実行委員会」の構成員として携わっている事業、また、様々な主体との連携事業や各種協定に基づいて実施した事業についても協働事業として位置付けることとした結果、協働事業として報告書に掲載した事業が多くなっています。また、平成30年度及び令和元年度は、2019年のラグビーワールドカップ日本大会及び東京2020大会に向けた事業について、数多くのパートナーと様々な協働の形態で取り組んだことから事業数が増加しました。一方で、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の延期や中止等が相次ぎ、事業数が減少しました。令和3年度以降は、東京2020大会に向けた事業や大会後のレガシーを継承する事業のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により延期又は中止とした事業を再開したことなどから、事業数が増加傾向にあります。

参加と協働によるまちづくりを進めていくに当たっては、市職員の協働に対する意識を高めることが重要であることから、市は、引き続き調布市市民参加推進協議会や市民参加推進研修等を通じた職員の意識啓発に努めて参ります。

【グラフ8】協働事業数の推移



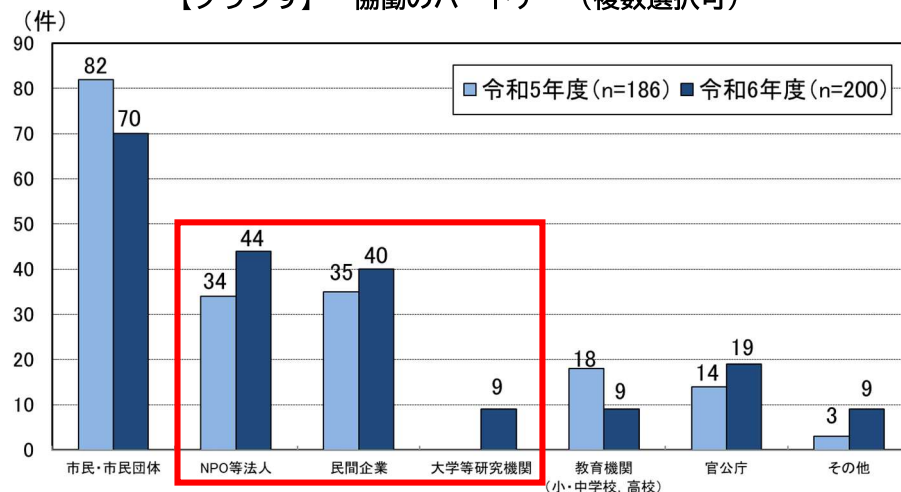
<協働のパートナー>

【グラフ9】にあるとおり、令和6年度の協働事業を協働のパートナー別に見ると、令和5年度と同様、最も多いパートナーは、「市民・市民団体」であり、次いで「NPO等法人」、「民間企業」、「官公庁」、「大学等研究機関」、「教育機関（小・中学校、高校）」の順となっています。なお、1つの協働事業に複数のジャンルのパートナーがいる場合もあります。

また、令和5年度までは、「大学等研究機関」と「教育機関（小・中学校、高校）」を合算して「教育機関」としていましたが、以下のグラフの令和6年度は、それぞれに分けた件数を計上しています。

令和6年度調査から、『産学官連携』による取組の実態を把握するとともに、より効果的な展開につなげていくことを目的に、本調査において協働のパートナーを「NPO等法人」、「民間企業」、「大学等研究機関」のいずれかとしている事業について、『産学官連携事業』と定義し、調査結果の更なる分析を行っています。

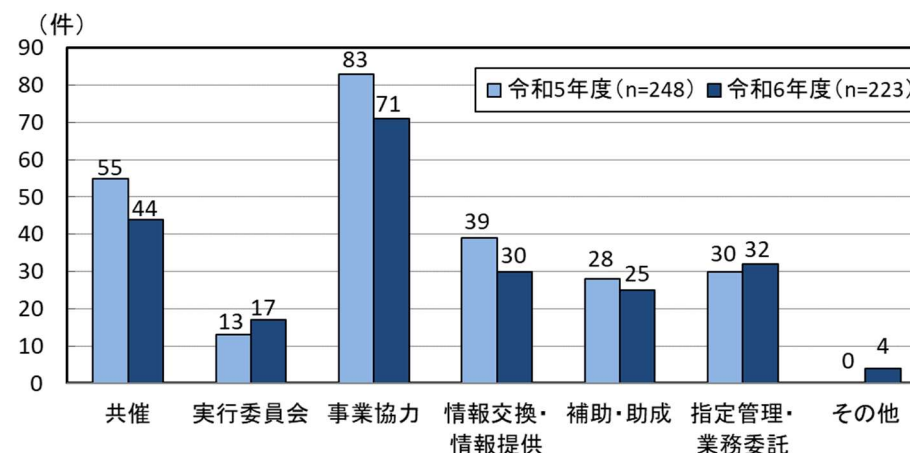
【グラフ9】 協働のパートナー（複数選択可）



<協働事業の形態>

【グラフ10】のとおり、令和6年度における協働事業で最も多かった形態は「事業協力」であり、次いで、「共催」、「指定管理・業務委託」、「情報交換・情報提供」、「補助・助成」、「実行委員会」の順となっています。なお、1つの事業で複数の形態に該当する場合もあるため、形態の合計件数（n=223）は協働事業数139件よりも多くなっています。

【グラフ10】 協働事業の形態（複数選択可）

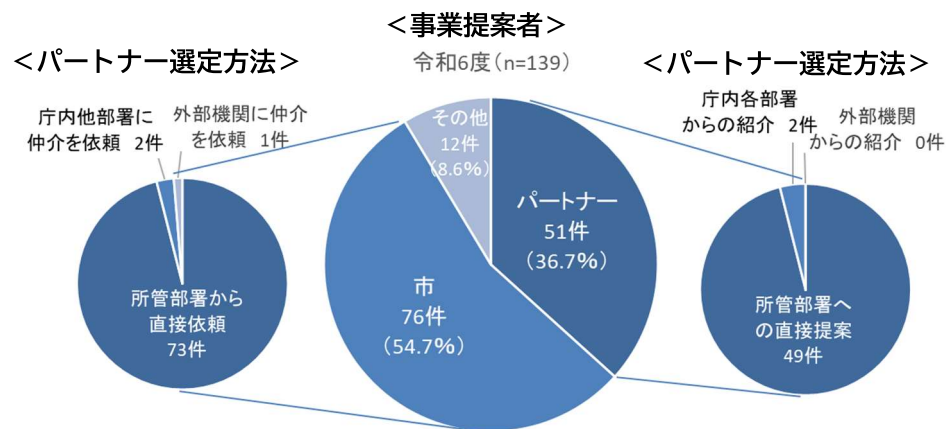


<事業提案者及び協働パートナーの選定方法>

【グラフ11】のとおりに、事業提案者の状況を見ると、市からの提案が54.7%、パートナーからの提案が36.7%、となりました。「その他」としては、市がプロポーザルを行う中で事業者から提案があり実施に至った事業や、市も構成員となっている協議体としての取組など、双方からの働きかけが合致し事業実施に至っているものがありました。

また、市からの提案のうち、そのほとんどが所管部署からパートナーへの直接依頼であり、パートナーからの提案においても、そのほとんどがパートナーから所管部署への直接提案であることが分かりました。

【グラフ11】事業提案者別のパートナー選定方法



パートナーの選定方法として、市からの提案で開始した事業においては、「文化芸術の振興による「パラハートちょうふ」の推進」や

「緊急医療救護所設置・運営訓練」など、当該事業の対象者をパートナーとする事例のほか、「障害者余暇活動支援事業「ほりで～ぷらん」」のように、関連団体等で実行委員会を組織しパートナーとしている事例があります。市から事業提案する場合、事業の実現可能性を担保し、具体的な事業展開のイメージを共有するため、事業の構想段階でパートナーとなる団体等の選定も併せて検討している例が多くあります。

一方、パートナーからの提案で開始した事業においては、その多くが当初の事業提案者を協働のパートナーとして選定しており、市は事業提案を受けた後、当該パートナーと一緒に実施に向けた企画内容の検討や事前調整を行っています。

また、事業提案者がいずれであるかに関わらず、継続事業のほとんどは事業の開始時から同じパートナーと継続して実施しており、これまでの実績や経験を踏まえ、パートナーと意見交換しながら、企画内容の見直しや新たな広報手段の検討を行うなど、より良い事業展開を目指して内容を更新していることが分かります。一方で、「調布まち活フェスタ」のように、有志による実行委員会をパートナーとする事業においては、年度ごとにパートナーの構成員を入れ替え、新たなメンバーで継続している例もあります。

<産学官連携の現状について>

協働のパートナーを「NPO等法人」，「民間企業」，「大学等研究機関」のいずれかとしている事業について、『産学官連携事業』と定義し，今後のより効果的な展開につなげていくため，取組の現状を分析しました。

令和6年度の協働事業全139事業のうち，『産学官連携事業』に該当する事業は72事業となりました。

①事業実施の根拠について

産学官連携事業の実施根拠については，【グラフ12】のとおり，協働のパートナーを相手方とした委託契約などの「契約締結」が最も多くなっています。次いで多いのは，「明文化されているものはない」であり，以降，「事業実施に当たっての協定や覚書等の締結」，「包括的な（多分野にわたる）連携協定の締結」の順となりました。

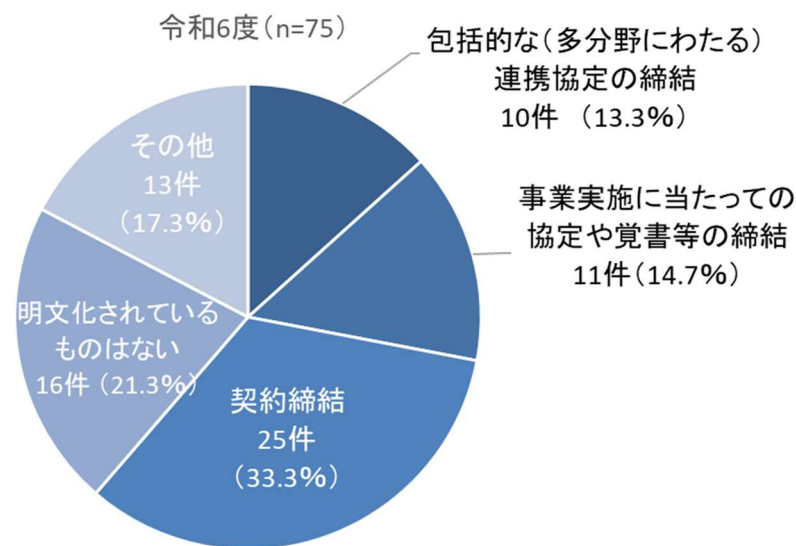
なお，複数の実施根拠を有する事例として，包括的な連携協定を締結したうえで，事業実施に当たっての協定等を別途締結したり，事業に合わせた契約を締結したりしている事例のほか，事業実施に当たっての協定等を締結したうえで，契約を締結している事例がありました。

「その他」としては，各種補助金の要綱を根拠としているものや，法律や行政計画を根拠としているものがあります。

注目すべき点として，「明文化されているものはない」との回答が全体の21.3%を占めており，「包括的な（多分野にわたる）連携協定の締結」のみを根拠とする事業も少なくありませんでした。これらの事業は，新規・継続の別にかかわらず，また，パートナーの種類及び協働の形態や，事業提案者についても様々です。これら事業にお

いては，各事業の目的や評価の基準，市とパートナー間の役割・責任分担等について明文化されているものがなく，パートナーとの関係性やコミュニケーションの中で適宜確認しながら取組を進めている様子が伺えます。柔軟な対応が可能となる一方で，効果的かつ効率的な事業展開に向けて，また，双方の担当者が変わった場合などに認識の齟齬を生まないためにも，市とパートナーの双方が確認し合うことができ，事業の実態に即した事業の実施根拠を持つことが有効と考えられます。

【グラフ12】産学官連携事業の実施根拠（複数選択可）



②事業費の支出の実態について

事業費の支出の実態を見ると、【グラフ13】のとおり、最も多いのは、「特定財源（補助金等を含む）充当分以外の経費について、市だけが支出している。」でした。次いで多いのは、「市とパートナーがそれぞれ支出している」であり、以降、「経費なし（人的支援や市施設の使用など）」、「補助金等の特別財源を活用しており、市・パートナーともに実質支出はない」、「パートナーだけが支出している」の順でした。

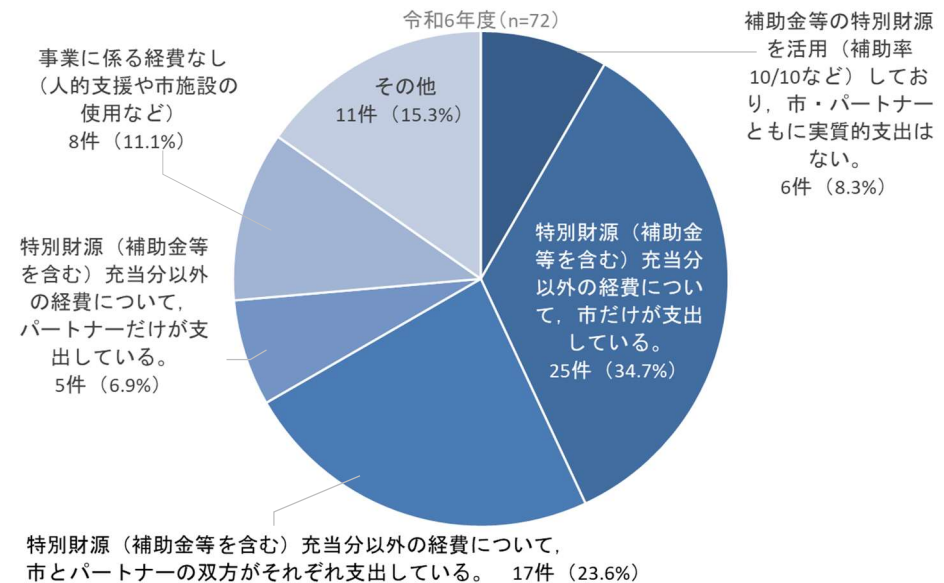
「市だけが支出している」との回答が全体の34.7%を占めており、【表3】からも、その多くは「契約締結」を実施根拠としている事業であることが分かります。

こうした事業の実施・継続に当たっては、実施根拠や契約内容を、目的や成果等を踏まえながらパートナーと協議し、改善を図る視点が重要です。

他方、事業に係る経費を「市とパートナーがそれぞれ支出している」「パートナーだけが支出している」「経費なし」など、市の支出を抑えながら取り組んでいる事例は、全体の41.6%を占めています。【表3】から、これらの事例は連携協定の締結などを実施根拠とするものに多くみられることが分かります。

また、「その他」の回答の中には、パートナーが事業を通じて得る広告収入を基に実施している事例などがありました。

【グラフ13】産学官連携事業の事業費の支出の実態



【表3】事業の実施根拠ごとの事業費の支出の実態

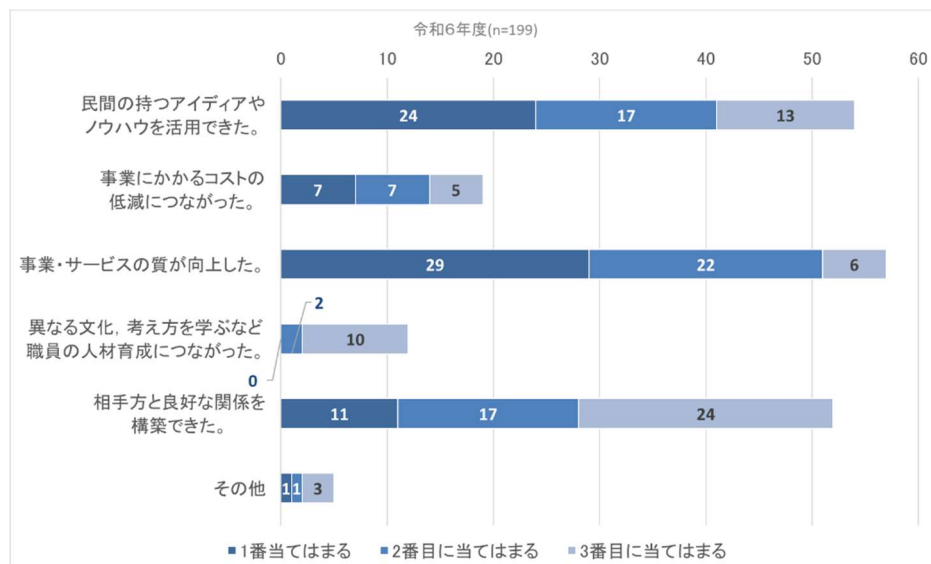
事業費の支出の実態 事業の実施根拠	補助金等の特別財源を活用（補助率10/10など）しており、市・パートナーともに実質的支出はない。	特別財源充当分以外の経費について、市だけが支出している。	特別財源充当分以外の経費について、パートナーだけが支出している。	特別財源充当分以外の経費について、市とパートナーの双方がそれぞれ支出している。	事業に係る経費なし（人的支援や市施設の使用など）	その他
包括的な（多分野にわたる）連携協定の締結	0	1	1	6	2	0
事業実施に当たっての協定や覚書等の締結	0	3	0	4	2	2
契約締結	3	13	0	5	0	4
明文化されているものはない	2	3	2	2	3	4
その他	1	5	2	2	2	1

③産学官連携による成果と課題認識

産学官連携による成果・メリットを見ると、【グラフ14】のとおり、「事業・サービスの質が向上した」が最も多く、「民間の持つアイデアやノウハウを活用できた」「相手方との良好な関係を構築できた」の順で多くなっています。特に、「事業・サービスの質が向上した」は「1番当てはまる」「2番目に当てはまる」「3番目に当てはまる」とそれぞれ回答があった中で、「1番当てはまる」「2番目に当てはまる」の項目で最も多く回答があり、成果・メリットとして強く意識されていることが分かります。

一方で、「コストの低減」や「職員の人材育成」については回答が少なくなっています。

【グラフ14】産学官連携の成果・メリット

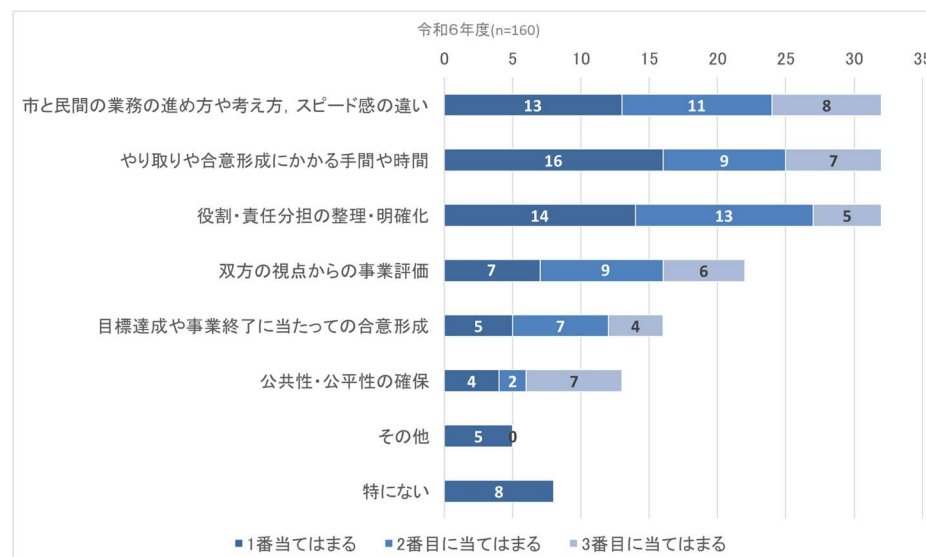


産学官連携において難しいと感じた点については、【グラフ15】のとおり、「市と民間の業務の進め方や考え方、スピード感の違い」「やり取りや合意形成にかかる手間や時間」「役割・責任分担の整理・明確化」がそれぞれ同数で多くなっています。

それらに続いて、「双方の視点からの事業評価」についても課題感が表れています。また、「その他」の中では、事業継続のための財源確保に関する回答が複数ありました。

組織運営方法や活動目的が異なる主体と、歩調を合わせ、合意形成を図りながら取組を進めることに難しさを感じている様子が伺えます。

【グラフ15】産学官連携において難しいと感じた点



④考察

多様化・複雑化する行政課題や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応することは、行政にとって益々重要性を増しています。また、企業や大学等においても、その技術や研究成果といった「知」の幅広い活用や事業領域の拡大など、産学官連携に期待が寄せられている現状があります。

市は、総合計画において「共創のまちづくり」を施策の推進、成果向上の視点の一つとして位置付けています。これは企業・大学・NPO等を含む多様な主体との連携により、それぞれが持つ知見や技術、ノウハウを生かしながら、ともに考え、ともに行動し、地域課題の解決に取り組むものです。産学官連携の取組は、【グラフ15】に表れているとおり、組織運営方法や活動目的が異なる組織同士が歩調を合わせ、合意形成を図りながら取組を進めることの難しさがある一方で、得られる成果は、【グラフ14】に示すように多岐にわたります。今後、市民サービスの向上を図りながら持続可能なまちづくりを進めていくうえでも、産学官連携によるまちづくりは、より一層重要な視点となります。

産学官連携の取組を効果的に進めるためには、組織運営方法や活動目的、取組の進め方などが異なることをお互いに認識したうえで、自身にとっての事業目的の達成のみならず、パートナーにとっての当該事業の目的や連携のメリット、踏まえるべきスケジュール等について、相互理解の醸成に努め、双方にとっての目的達成を意識する必要があります。

例えば、企業や大学等の多くが、取組の実施可否について判断する際、こういった課題に対して、どれだけの人的又は経済的資源を要し、そこからどの程度の成果が期待されるか、といったデータに基づ

く意思決定プロセスを用いています。そのため、市においても、同様の意思決定プロセス（EBPM※1）を活用することが、合意形成を図るうえで有効であると考えられます。データ（数値）を基に課題を提示、あるいはともに課題を発見したり、目標の達成度を数値化したりすることによって、パートナーとの円滑な認識共有が期待できます。

他方、市としては、取組の透明性を確保しながら、より広く市民に成果を還元する視点の下、市民参加や議会の承認など、取組の進捗に応じて踏まえるべき手続について、パートナーへ事前に明示することで、適切なスケジュールの確保が可能となります。

これらのことを踏まえ、産学官連携を効果的かつ効率的に展開していくためには、市とパートナーの双方が、事業の実態に即した事業の実施根拠を確認し合整理することも重要と考えます。

市・パートナーそれぞれが事業目的の達成に加えて、どのような価値を提供し、どのような成果を期待するのか、また期待した成果がどの程度生まれているのかを確認することで、より良い成果を生むだけでなく、事業の持続性・継続性を高めるとともに、パートナーとの良好な関係を築くことができます。

特に、市とパートナーが互いに社会的・経済的価値を創出しながら課題を解決する取組（CSV※2）については、連携事業におけるパートナーの主体性をより高め、市の財政負担の抑制のほか、パートナーにおける経済的価値の創出、事業の持続可能性の向上など、課題解決にとどまらない多面的な効果を発揮することが期待できます。

※1 EBPM (Evidence Based Policy Making)

データなどの客観的根拠に基づき政策を立案すること。

※2 CSV (Creating Shared Value)

企業活動を通じて経済的価値と社会的価値の両方を同時に創造すること。

関連：CSR (Corporate Social Responsibility・活動の中で社会に貢献する、企業の責任)

<協働の取組と今後の課題>

協働事業を推進するに当たり、継続事業におけるパートナーの固定化、そして複数の主体が参画する事業におけるパートナーとの認識や情報の共有については、様々な分野において課題として認識されています。

パートナーの固定化については、自治会等の地域住民を主とした組織によって運営される「ふれあいのみちづくり事業」や「ふれあいの家の管理運営」において、パートナーの高齢化・固定化が施設の管理・運営に影響を及ぼしはじめています。また、有志による実行委員会をパートナーとする「調布まち活フェスタ」についても、より多角的な視点からの意見が交わされる体制づくりを目指す観点から、実行委員のメンバーが固定化してきていることが課題として挙げられています。

この状況に対応するため、新たな協働のパートナーとなり得る団体等の掘り起しや育成・支援のほか、パートナー選定の公平性等の観点から、協働のパートナーの公募や市の他部署が有する団体等の情報を庁内の会議等の機会を通じて共有していく必要があります。参考となる取組として、「図書館の利用支援」では、新規のパートナー（協力者）養成のための講座を開催するといった工夫が以前から行われています。また、「市内映画・映像関連企業や市民団体等と連携した『映画のまち調布』の推進」では、パートナーの持つネットワークやノウハウを活用することにより、多くの事業協力者と参加者を集めることができました。

また、パートナーと認識や情報を共有することについては、事業の目的と役割分担を意識的に確認し合うことが、継続的な協働の取組において必要不可欠であることが分かります。具体的には、「調布市ス

ポーツ協会事業の支援」では、パートナーと日頃から意思疎通を図ることで、市として適切なサポートにつなげているほか、「市民活動支援センターの運営」では、定例の打合せを通じて情報共有や方向の確認を行うことで、双方の認識の差を埋め、意見や要望を出しやすい環境の改善に取り組むといった工夫をしています。さらに、協定に基づく事業など地域の課題解決を目指して市とパートナーが協働する取組においては、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、課題の掘り起こしを行う段階からパートナーと協働し、各々が主体的に課題解決に取り組む事例もあります。このようにパートナーと密なコミュニケーションを図ることで、目的意識と役割分担を明確化しながら、持続的で発展性のある事業を実現できると考えます。

民間企業、大学等研究機関、NPO等法人のいずれかと連携して取り組む産学官連携事業については、多くが契約又は事業実施に関する協定・覚書等の締結を根拠に事業が展開されている中で、実施根拠が明文化されていないものや、包括的な（多分野にわたる）連携協定の締結のみを根拠としたものが少なくありませんでした。

組織運営方法や活動目的が異なるパートナーと連携するうえでは、相互理解に努め、しっかりとコミュニケーションを図りながら、合意形成を目指す姿勢が重要です。良好なパートナー関係に基づく産学官連携の取組は、事業目的の達成やより質の高いサービスの提供だけでなく、市とパートナーが互いに社会的・経済的価値を創出しながら地域課題を解決する、持続可能なまちづくりの実現につながると考えます。

今後も協働の実践を重ねていく中で、市職員の「協働」に関する認識の向上を図るとともに、パートナーと密に連携しながら、取組を推進していく必要があります。

(3) 各種協定の締結状況

【表４】のとおり、令和７年３月までに協定を締結した累計件数は１３６件、締結団体数は延べ５４１団体となっています。

そのうち、最も多く協定を締結したものは、防災に関する協定の９７件、締結団体数は延べ３７３団体となっており、災害時における活動支援・相互応援に関する協定や災害発生時に団体の施設を避難所として利用する協定などがあります。また、「調布市見守りネットワーク事業」では、８１団体と協定を締結しており、多くの団体と協働して地域での見守り活動を展開しています。このように、市として地域の安全・安心を確保するため、多様なパートナーとのネットワークを構築することが、協定締結の主たる目的の一つとなっていることが分かります。

他方、令和３年度に「調布市ゼロカーボンシティ宣言」を行ったことに伴って締結された協定のように、市の施策目標を達成するため、特定の分野に関してノウハウを持つパートナーとの協定に基づく連携の中で、継続的に課題意識の共有や情報交換を行い、事業を検討する事例もあります。

【表４】分野ごとの協定締結件数と締結団体数

協働の分野	協定締結件数	延べ締結団体数
文化・教育・学術等	５	１６
防災	９７	３７３
防犯	５	１７
産業振興	２	７
見守り	２	９０
子育て	１	１
健康	１	１
環境	１０	１２
都市整備	６	１４
その他 （多分野にわたる協定を含む）	７	１０
合計	１３６	５４１

《参考2》令和6年度に新たに締結された協定一覧

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
1	災害時における調布市と介護サービス事業者等との介護サービス利用者の安否確認等に関する協定書	令和6年6月	NPO法人 調布はこべ 訪問介護 NPO・はこべ	防災	福祉健康部高齢者支援室 介護保険担当
2	催事共催に係る協定書	令和6年6月	東京都	都市整備	都市整備部住宅課
3	空き家等対策連携広報啓発事業に関する協定書	令和6年7月	狛江市, 三鷹市	都市整備	都市整備部住宅課
4	調布市における自治会の加入促進に関する協定書	令和6年8月	調布市自治会連合協議会, 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部多摩東支 部, 公益社団法人東京都宅地建物取引業 協会第十一ブロック	その他 (多岐にわたる包括)	生活文化スポーツ部 協働推進課
5	「みんな元気になるトイレ」派遣協力などに関する協定書	令和7年1月	一般社団法人助けあいジャパン	防災	総務部 総合防災安全課
6	「HOPPY EARTH PROJECT」と「ゼロカーボンシティ調布」の連携に関する協定書	令和7年3月	ホッピービバレッジ株式会社	環境	環境部環境政策課